

# 消費税・地方消費税の税率の改定に伴う使用料改定のお知らせ

消費税・地方消費税の税率の改定に伴い、使用料を改定し、令和元年10月1日から引き上げることになりました。条例に定める改定後の使用料は、次表のとおりです。

## ○松阪市嬉野グラウンド

### 改正前

時間区分	グラウンド利用料金	照明利用料金
午前8時30分から 午後0時30分まで	2,160円	—
午後1時から 午後5時まで	2,160円	—
午後5時15分から 午後7時15分まで	1,080円	1時間当たり4,860円
午後7時30分から 午後9時30分まで	1,080円	

### 改正後

時間区分	グラウンド利用料金	照明利用料金
午前8時30分から 午後0時30分まで	2,200円	—
午後1時から 午後5時まで	2,200円	—
午後5時15分から 午後7時15分まで	1,100円	1時間当たり4,950円
午後7時30分から 午後9時30分まで	1,100円	

## ○松阪市嬉野体育センター

### 改正前

時間区分	競技場利用料金		照明利用料金	
午前9時から 正午まで	2面	2,160円	1時間	430円
	1面	1,080円	1時間	210円
午後1時30分から 午後4時30分まで	2面	2,160円	1時間	430円
	1面	1,080円	1時間	210円
午後5時15分から 午後7時15分まで	2面	1,290円	2時間	860円
	1面	640円	2時間	430円
午後7時30分から 午後9時30分まで	2面	1,290円	2時間	860円
	1面	640円	2時間	430円

### 改正後

時間区分	競技場利用料金		照明利用料金	
午前9時から 正午まで	2面	2,200円	1時間	440円
	1面	1,100円	1時間	220円
午後1時30分から 午後4時30分まで	2面	2,200円	1時間	440円
	1面	1,100円	1時間	220円
午後5時15分から 午後7時15分まで	2面	1,320円	2時間	880円
	1面	660円	2時間	440円
午後7時30分から 午後9時30分まで	2面	1,320円	2時間	880円
	1面	660円	2時間	440円

### 備考

- 1 利用時間内においては、時間区分を超え継続して利用できることとし、時間区分を超えて利用する場合の利用料金は、利用した時間区分の利用料金の合計額とする。
- 2 中学生以下の利用料金は、2分の1の額とする。
- 3 利用時間が定められた時間区分の2分の1以内の時間である場合は、当該利用料金の2分の1に相当する額とする。
- 4 松阪市嬉野体育センターを除き、夏期(6月から9月まで)に限り、午前6時から午前8時まで利用することができる。この場合において、松阪市嬉野グラウンドの利用料金は1,080円とする。

### 備考

- 1 利用時間内においては、時間区分を超え継続して利用できることとし、時間区分を超えて利用する場合の利用料金は、利用した時間区分の利用料金の合計額とする。
- 2 中学生以下の利用料金は、2分の1の額とする。
- 3 利用時間が定められた時間区分の2分の1以内の時間である場合は、当該利用料金の2分の1に相当する額とする。
- 4 松阪市嬉野体育センターを除き、夏期(6月から9月まで)に限り、午前6時から午前8時まで利用することができる。この場合において、松阪市嬉野グラウンドの利用料金は1,100円とする。

注意：10月分以降の体育施設利用につきましては、令和元年9月30日までに納付される場合は現行の使用料となり、令和元年10月1日以降に納付される場合は新しい使用料となります。